

2023年11月1日施行

各種研究会の外部講師への講師謝礼支払いに関する件

- 1 各種研究室が外部講師を招いて外部（研究室関係者以外の研究所関係者及びまたは研究所関係者以外）に公開した研究会を開催する場合に、講師謝礼を本研究所から支払うことができる。
- 2 外部講師とは当該研究室関係者以外の者をいう。
- 3 上記講師謝礼の支払いの決定については研究委員会に一任する。
- 4 上記講師謝礼支払いの申請は研究委員会に対して行う。
講師謝礼請求に際しては、研究室長またはその代理人が、研究会の開催に関する計画書を添えて、研究委員会に申請書を提出する。
- 5 研究会の公開方法は各室独自に決めてよいが、公開される研究会の開催案内は研究委員会に通知する。研究委員会は、研究所のホームページを通じて、研究会の開催を広報する。
- 6 研究所からの講師謝礼支払い金額は、年間総額 20 万円を上限とし、報告 1 回あたり、手取り 1 万円とする。
- 7 研究所からの講師謝礼支払いは、1 研究室あたり、年間 2 回までとする。
- 8 研究委員会は研究所からの講師謝礼支払いについて理事会に報告する。